

令和7年度 労働環境モニタリング実施結果について

1 目的

指定管理者導入施設（以下「指定管理施設」という。）における利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民（利用者）サービス維持・向上の観点から、指定管理施設職員の労働環境について確認し、安定的に区民サービスを提供するための環境が整っていることを確認するとともに、必要に応じて指定管理者に指導・助言することにより、より良い区民サービスを提供できる労働環境を整備することを目的に、労働環境モニタリングを実施した。

2 対象施設

	施設名	指定管理者名
1	碑文谷公園 こども動物広場	公益財団法人 ハーモニィセンター

3 実施期間

令和7年7月から令和7年9月

4 調査の視点

（1）雇用契約と協定等

雇用契約、就業規則等は適正な内容になっているか。

3 6 協定をはじめ、労使協定は適正か。

（2）労働時間

時間管理の手法や残業時間の集計方法は適正か。

休暇、休日も取得状況や管理は適正か。

（3）給与計算

賃金控除協定は締結されているか。

賃金台帳等から適正な計算、支払が行われているか。

（4）各種保険手続き

労働保険、社会保険等の加入状況。

手続きの時期は適正か。

（5）法定帳簿等の整備

労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。

（6）安全衛生関係

健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。

（7）その他必要な事項

5 調査方法等

上記4の視点に基づき、下記の調査を行い、改善の指示・確認を行った。

(1) 書類審査

ア 就業規則、賃金規定等の規定類の整備状況、内容の審査

イ 規定類が実態として機能し、労働者の労働条件が確保されているかを確認するための帳簿書類等の審査

(2) 現地調査・職員ヒアリング

職場環境の整備状況の確認、指定管理施設責任者及び複数の従業員へのヒアリングを行った。

(3) 改善の指示、確認

調査結果の内容を踏まえ、指定管理者へ改善の指示を行い、改善の確認を行った。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

労働環境モニタリングを実施した結果、主な指摘事項は以下のとおりである。

主な指摘事項	改善内容
法定帳簿の不備 事業場ごとに労働者名簿を保管していなかった。退職者に対する労働者名簿も確認することができなかった。有給休暇付与日数が10日以上ある非常勤職員に対する有給休暇管理簿が確認できなかった。	労働者名簿（退職者の名簿を含む）は、本部事務局で一括データ管理をしているので、必要な労働者名簿を整え事業場に配置します。非常勤職員の有給休暇管理簿についても本部事務局で一括データ管理をしていますので、必要な管理簿を整え配置します。
労働条件通知書の記載不備 定額残業代についての表記が不十分だった。通常の労働時間に当たる部分と割増賃金に当たる部分との判別ができる（「判別」要件）、かつ、割増賃金に当たる部分（「割増賃金額」要件）、が求められており、具体的な金額を記載・明示することが望ましい。	無期労働契約を結んでいる職員については労働条件通知書を毎年発行することはしないので、定額残業代を含む給与額については記載せず、（原則として）毎年4月に発行する給与辞令に通常の労働時間に当たる部分と割増賃金に当たる部分が計算方法も含めて分かるように示すとともに、確認できるよう配置します。
過半数代表者選出の記録 過半数代表者選出時のプロセスの記録が確認できなかった。	これまでも過半数代表者の選出は適正に行っていますので、選出過程の記録を残すようにします。

7 労働環境モニタリング結果に基づく総合評価

労務管理は、概ね適正に運用されており、労働基準法違反や、安全衛生に関わる重大な危険はなかった。指定管理者で勤務する従業員について、労働者の人たちに値する生活に重大な危険はなかった。また、従業員も労働条件、職場環境に対する重大な不安や不満はなく、良い労使関係・労働環境が築かれていると評価できる。

しかし、就業規則等規定類に一部記載の不備や運用の誤りがあったため、改善を指示し、確認を行った。